

島根県の事業概要 ～県立こころの医療センター～



～つなぐ よりそう ささえあう～

【1】地域概要

- ・自治体担当轄課：健康福祉部障がい福祉課
- ・児童数(0～18歳未満)：99,154人(令和3年推計人口)
- ・児童精神科系 医師数：不詳
- ・児童精神科のある医療機関数・入院病床・病棟数：1機関(拠点病院のみ)

【2】拠点病院・機関概要

- ・拠点病院機関名：島根県立こころの医療センター
(224床 うち児童思春期病棟26床)
- ・事業実施科名：精神科、神経内科、心療内科
- ・事業開始年：平成24年1月
- ・子どもの心の診療機関マップ実施：実施有(52施設)
県内圏域ごとにこころの診療・相談に対応する機関リストを配布
- ・事業協力施設：1施設(島根大学医学部附属病院子どものこころ診療部)



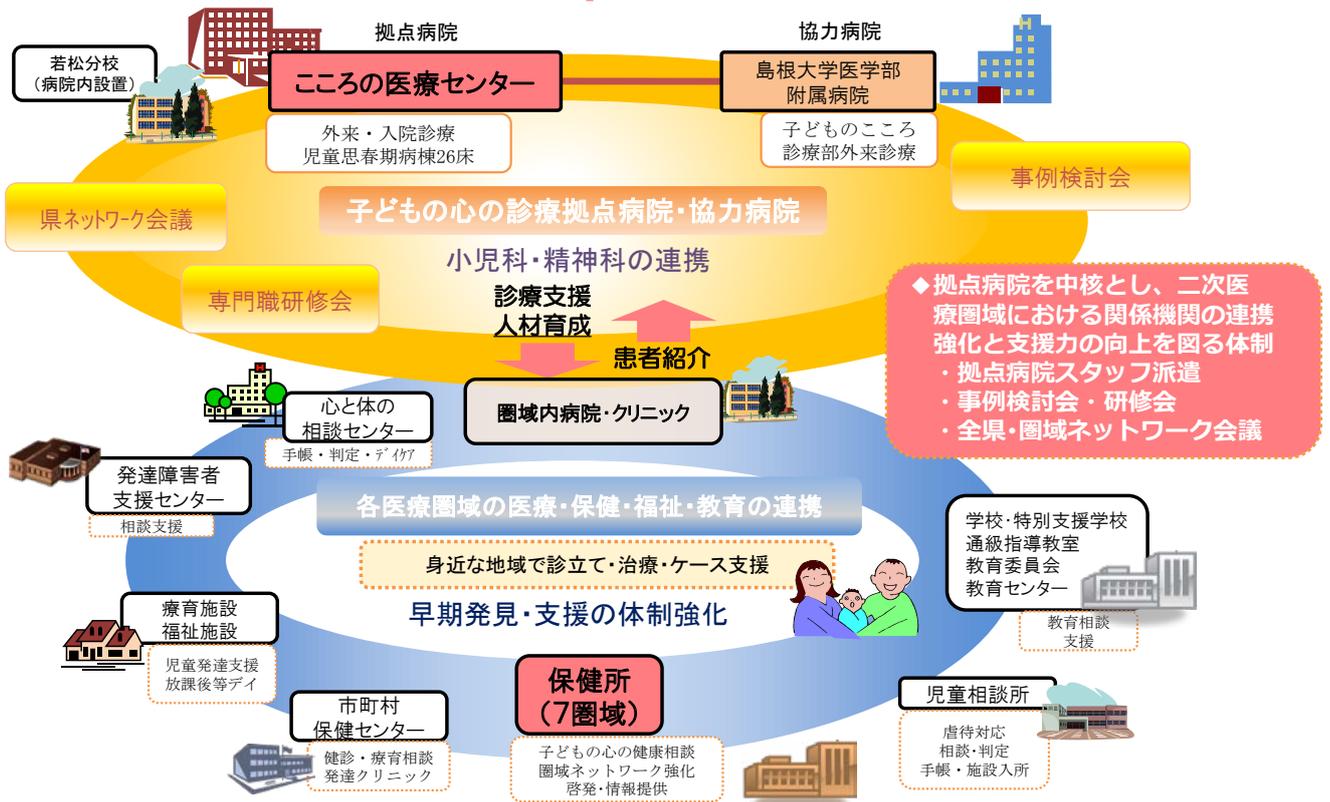
【3】事業実施への経緯

本事業開始前の状況として、島根県では次のような課題があった。
 ○子どもの心の診療に対応できる医療機関の不足かつ偏在
 ○県立こころの医療センターにおける初診待機期間の長期化(2ヶ月超)
 ○子どもの心の診療に関する情報の不足(当事者や家族、関係機関がどこへ相談したらよいか分からない)
 このような課題に対応していくため本事業を開始することとし、事業検討会議・設立準備委員会による協議を経て、平成24年4月より事業を開始した。

【4】事業図

島根県の事業概要～県立こころの医療センター～

子どもの心の診療(島根式) ネットワーク



【5】実施事業の概要

- ①子どもの心の診療支援〔連携〕事業
 - (1)拠点病院における相談支援体制強化事業
 - ・臨床心理士2名、精神保健福祉士1名を配置し、病院及び各圏域の相談支援体制を強化
 - ・心理職等関係職員の資質向上のための研修参加
 - (2)全県ネットワーク会議及び医療部会の開催
 - ・連携体制の強化や効果的な事業運営等について協議するため、各分野の代表によるネットワーク会議を開催(年1回)
 - ・専門的な知見を持つ医師等から事業に対する助言・評価を受けるため、医療部会を開催(年1回)
 - (3)圏域におけるネットワーク会議等の開催(7圏域で実施)
 - ・各圏域における取り組みの充実を図るため、保健所を事務局として関係機関によるネットワーク会議を開催
 - ・拠点病院スタッフを派遣し、少人数の関係者による連絡会議や事例検討会、子どもの心の健康相談会を実施
- ②子どもの心の診療関係者研修・育成事業
 - (1)専門職研修会の開催
 - ・医師(学校医・かかりつけ医等)、専門職(看護師・保健師等)を開催(各1回)
 - (2)中央研修への派遣
 - ・医師及び専門職員を研修会へ派遣(各圏域1名)
 - (3)事例検討会等の開催
 - ・協力病院に臨床心理士1名を配置し、事例検討会等の企画運営、協力病院等の受診動向の調査等を実施(かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業との連携)
- ③普及啓発・情報提供事業
 - (1)普及啓発用資料の作成
 - ・各圏域において相談支援機関情報等の資料を作成、配布
 - (2)子どもの心の診療マップの掲載

【6】特徴や特に力を入れている事業内容

- 拠点病院(県立こころの医療センター)を核とし、二次医療圏域(7圏域)において保健所を中心に、医療、保健、福祉、教育等の関係機関による連携体制の構築と人材育成を図る
 - ⇒各圏域における取り組みの充実を図るため、保健所を事務局として関係機関によるネットワーク会議を開催
 - ・拠点病院スタッフを派遣し、少人数の関係者による連絡会議や事例検討会、子どもの心の健康相談会を実施

【7】地域や関係機関との連携の状況

コロナ禍において、直接の面談や会議が一時的に中止や延期となり、実施件数が落ち込んだ時期があった。その後、感染対策の進展や発生数の減少に伴い実施できるようになり、また、電話やオンラインでの実施や開催に代える試みも定着してきている。実際の件数を下記に示す。

【対応した職種：医師、精神保健福祉士、臨床心理士、看護師】

- ・要対協(ケース会議):25件・・・学校、適応指導教室、教育委員会、市子ども支援課・障がい福祉課、児童相談所、保健所、医療機関等
- ・要対協以外のケース会議:50件・・・同上、警察
- ・面談:776件・・・学校等教育関係者、児童福祉施設職員、児童相談所職員等

【対応した職種：医師、精神保健福祉士、臨床心理士】

- ・専門職研修(年1回):医師、看護師、心理職、精神保健福祉士、保健師、教職員、相談員、作業療法士、行政職等が参加
- ・事例検討研修会(年5回):教育関係者、医療関係者、行政関係者等
- ・子どもの心の相談(年18回):教育関係者、福祉関係者等

【8】事業による効果と思われるもの(H28-30年度からの改善点など)

(1) 拠点病院における診療機能強化

- 多職種参加のトリアージ会議によって、多角的にケースの見立てを行い、受診の緊急性の判断、治療の方向性の共有や他機関紹介の適切な判断ができるようになった。深刻なケースには緊急トリアージを行い、特に、自殺企図に対して緊急入院や緊急受診の対応を行うことができた。
- 多職種参加の新患カンファレンスにより、各職種の専門性を活かした治療方針を立て治療を進めることができた。

(2) 各圏域のネットワーク構築・連携強化・人材育成

- コロナ禍のため、web環境や機器を整備し可能なものはオンライン開催とした。専門職研修会をオンライン開催としたことで、今まで参加のなかった遠方の関係者や多忙な医師等の参加が増え、参加者の幅を拡充できた。ケース会議や面談等をリモート化したことで、圏域に出向かなくても、遠方の関係者とも密にケース会議を行い協働して治療ができた。
- コロナ禍以前に構築されたネットワークの基盤があることにより、コロナ禍にも関わらず連携機能を維持できた。ケース会議や面談をオンライン化しても十分な協議が可能であった。
- 圏域医師等の中央医師派遣、派遣医師による研修や事例検討への参加により、圏域における支援体制の構築・専門性の向上が図られた。
- 各圏域の支援力が向上している。各圏域で事例検討会を継続してきた成果と考えられる。

【9】目指す方向性について (今後の予定事業や展望、目標など)

- 拠点病院を核とし、2次医療圏域における医療・保健・福祉・教育等の関係機関による連携体制の構築と人材育成を図るため、現在実施している事業を継続する。
- 各圏域が、さらに自立した体制づくりができるよう、拠点病院は困難ケースへの対応やスーパーバイズを行う。
- コロナ禍により虐待や摂食障害等が増えている中で、子どもの心の診療の必要性も増している。ネットワークの機能維持や強化のためには、オンライン等の対応も組み入れて実施する。
- 協力病院との連携を強化し、かかりつけ医等発達障がい対応力向上事業・発達障害診断待機解消事業との連携を図る。